

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2022年 第11回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年11月24日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時08分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：16人 )			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	15	飯島 優子
		5	萩原 勝	17	伊藤 弘子
		6	池上 茂	18	栗原 健次
		7	川鍋 浩之	19	齋藤 千松
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
	( 欠席人数：1人 )				
	14	大塚 房男			
	事務局	( 出席人数：4人 )			
		農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第5条(知事)：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 生産緑地法従事者証明：公開			

	日程 5 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について：公開	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	5	萩原 勝
	9	横井 貞夫
	1 1	上原 美子

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第11回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員	<p>本日9時5分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について</li> <li>(2) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（中間管理事業）</li> <li>(3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼） （更新分・新規分）</li> <li>(4) 農業委員等の第3期の改選（R5.12月）に向けたスケジュール（案） について</li> <li>(5) 運営委員会委員の補充について</li> <li>(6) 農委だより第36号（案）について</li> </ol> <p>以上、6項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案10件</p> <p>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案4件</p> <p>日程4 議案第4号、生産緑地法従事者証明、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について 1議案1件</p> <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号5番萩原勝委員、9番横井貞夫委員、11番上原美子委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発</p>

	<p>言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号22番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が1件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は、申請地には雑草が生え、一部砂利が敷かれていたほか、譲受人の経営農地についても雑草が繁茂している農地が複数あり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、2022年第10回総会からの継続審議案件です。</p> <p>申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。令和4年11月9日水曜日に代理人及び譲受人に対し、聴き取り調査を行ったところ、経営農地については改善されていることを確認しましたが、申請農地は改善されておりました。その後、11月17日木曜日に譲渡人が事務局に来庁し、申請農地を改善したことと、改善後の現地写真の提出がありました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号22番について、議席番号17番伊藤弘子委員より報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号22番について継続審査の報告をします。先ほど事務局から説明のあったとおり、本案件は2022年第10回総会からの継続案件です。そのため、令和4年11月9日水曜日に、齋藤会長、小川代理、事務局職員3</p>

名と私で、申請代理人、譲受人及び譲渡人に対し、聴き取り調査を行いました。先月の審査で、雑草が繁茂していた譲受人の経営農地の状況を提出された写真で確認したところ、指摘のあった土地に関しては、全て雑草が刈りとられ、改善されておりました。また、譲受人から、雑草が繁茂してしまった要因として、「昨年11月頃から麦の作付を行っていたが、今年麦の収穫後の雑草の管理時期と、他の農作業の繁忙期が重なったこと、さらに人手不足で、作業時間の確保が出来なかった」と報告がありました。また、譲受人からは「今年は、一旦麦の作付を保留し、雑草の改善に努め、来年夏は枝豆を作付けたい」との意向も示されました。

次に、申請地に砂利が敷かれている部分の改善に関しては、譲渡人の都合により改善されていませんでしたが、譲受人から「自らが当該申請農地の改善を行う」と話がありました。「しかし、改善を行う機械が故障しているため、時間がかかるが来月の総会までには間に合わせる」との意向もありました。以上が聴き取り当日に確認ができた内容になります。

そして11月17日木曜日、事務局から連絡があり「譲渡人が問題のあった申請農地の砂利を撤去し、農地として是正された写真が提出された」とのことでした。以上のことから「前回総会で継続審査となった点は全て解消されたので、問題なし」として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号22番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号22番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当農業委員に継続審査の報告を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できたことが確認できた、と報告を受けました。また、事前審査の現地調査においても問題はありませんでした。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号22番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)、申請番号

2 2 番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決しました。

議長

次に日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）、申請番号 7 1 番から 8 0 番を議題といたします。会議規則第 1 9 条第 3 項により申請番号 7 1 番から 8 0 番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）、許可申請が 1 0 件ありましたので審議を求めます。議案書 2 頁をご覧ください。

申請番号 7 1 番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置しています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 7 2 番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から陸田として耕作されていましたが、雨水が溜まりやすく、田として耕作できなくなったので、対策として土を盛り、畑として耕作するために、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため申請人所有の資材置場の赤土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土 C の方法で行うとのこと。改良後は、キュウリ、ネギ、ミズナを作付けする計画です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 6 か月です。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については、申請地 3 筆のうち 2 筆については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が、もう 1 筆については地区除外証明書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。

次に、申請番号 7 3 番、貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在は市内に資材置場を賃借し、使用していますが、工事量の増加及び重機車両の増設等により手狭になったことから、今回の申請に至った、とのことで今までの資

材置場は引き続き使用することです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号74番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号75番、所有権移転。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号76番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地、計33.87㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。





れておらず、車検証が添付されていない車が駐車しており、現在の駐車場利用について、理由書で述べられている状況と差異があるため、代理人に補正を求めているところです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の区域外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、知人からの融資で融資者の金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号79番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は小売業を営んでおり、転用計画は、沿道サービス施設の設置です。近隣の交差点付近に同じ系列の沿道サービス施設がありますが、その店舗を今回の申請地に移転して、駐車場面積及び駐車台数の増加を図り、利便性を向上するため、申請に至ったものです。申請地には、店舗のほか、一般車両用18台、大型車両用1台、及び障がい者車両用1台の計20台分の駐車場を設置する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、貯留槽に集水後、排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ水路に放流する計画です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号80番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産業を営んでおり、申請農地の外、隣接する非農地と併せて物流倉庫を新設する計画です。申請法人は、都内及び柏市に物流倉庫を設置していますが、需要が大幅に増加したことから倉庫が不足したため、今回の申請に至ったものです。しかし、需要の増加と倉庫の不足を示す書類の添付がないため、現在、代理人に確認中です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。案内図、詳細図のうち、点線で囲まれたところが開発対象地域、実線で囲まれたところが農地転用対象地域です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区に意見書を申請中です。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水の処理方法は、土地利用計画図に示されていないため、現在、代理人に確認中です。排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資

金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されております。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号71番について、議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号71番について報告いたします。令和4年11月10日に山崎農業委員、朝倉推進委員、及び私の3名で申請地及び保有農地の現地調査を行いました。申請地及び保有農地については全て保全管理され、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていることを確認しました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号72番について、議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号72番について報告いたします。令和4年11月14日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査を行いました。申請地及び保有農地については、特に問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされたことが確認できたため、問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号71番から申請番号75番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号71番から75番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請番号71番、72番の申請地及び申請人保有農地について、担当推進委員に報告を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できたことが確認できた、と報告を受けました。また71番から75番の事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長 次に、議席番号4番新井久義委員より申請番号76番から申請番号80番

の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号76番及び79番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから、それぞれの案件については事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

次に、申請番号77番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、この法人は、2022年第4回総会において隣接する農地3筆を今回と同様の理由で資材置場に転用申請し、その後、県の転用許可を得たところですが、工事完了届の受理後、畑から雑種地へ地目変更登記し、その際、当時の譲渡人との賃借権を解消しております。賃借権解消の際に、本来行わなければならない許可の取消等を行わず、当時の譲渡人から第三者へ所有権移転がなされています。このようなことから、今回の申請に関して申請法人が今後、本案件の資材置場を確実に使用するかの確認ができません。以上のことから、事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号78番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、隣人から借用をしている駐車場の写真には、社用車用3台の車が駐車されておらず、車検証が添付されていない車が駐車しており、現在の駐車場の利用状況について、理由書で述べられている状況と差異があるため、本案件の駐車場設置の必要性が確認できません。以上のことから、事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号80番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、物流倉庫の需要の増加と倉庫の不足を示す書類の添付がないため、本案件の規模に対して疑義が生じています。以上のことから許可相当とし、但し、埼玉県の審査にあたっては、当該地区における物流倉庫の需要及び申請法人の現在所有している物流倉庫の状況を踏まえたうえで、適正な規模かどうか十分精査するよう条件を付すこととし、事前審査委員5人の合議により決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号77番、78番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号80番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、申請番号77番、78番、次に申請番号80番、次に申請番号71番から76番、及び79番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号77番、78番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号77番、78番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号80番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号80番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号71番から76番、及び79番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号71番から76番、及び79番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたし

議長	<p>ます。</p> <p>次に日程 3、議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項の規定により、申請番号 22 番から 25 番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 4 件ありましたので審議を求めます。議案書 5 頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>議案書 5 頁、申請番号 22 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 23 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請地は全て特定生産緑地の指定を受けています。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 250 日です。</p> <p>次に、申請番号 23 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 24 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請地は全て生産緑地の指定を受けています。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 90 日です。</p> <p>次に、議案書 6 頁、申請番号 24 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 25 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 230 日です。</p> <p>次に、申請番号 25 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 26 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 300 日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 22 番について、議席番号 1 番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号 22 番について報告いたします。</p>

令和4年11月10日に、山崎農業委員、朝倉推進委員と私の3名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地4筆には野菜が作付けられており、いずれも問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。

議長 次に、申請番号23番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号23番について、報告いたします。令和4年11月11日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地はいずれも問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。

議長 次に、申請番号24番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号24番について、報告いたします。令和4年11月10日に、齋藤会長、濱野推進委員、遠藤推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地には白菜、ねぎ、大根、玉ねぎなど多くの野菜が作付けされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。

議長 次に、申請番号25番について、議席番号11番上原美子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号25番について、報告いたします。令和4年11月11日に、市川農業委員、遠藤推進委員、大塚推進委員と私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地にはハウスによる野菜の作付けが行われていたほか、稲作が行われた形跡があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番萩原勝委員より申請番号22番から25番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号 22 番から 25 番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 22 番から 25 番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明、申請番号 22 番から 25 番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に日程 4、議案第 4 号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項の規定により、申請番号 1 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、生産緑地法従事者証明について証明願が 1 件あったので、審議を求めます。議案書の 7 頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第 10 条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。</p> <p>申請番号 1 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 27 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数 100 日でこれまで農業を営んでおりましたが、平成 30 年 5 月 26 日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>

議長 次に、申請番号1番について、議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について報告いたします。令和4年11月14日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員及び私の4名で申請地の現地調査を行いました。申請地はここ数年耕作された形跡がなく、雑草、雑木が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できませんでした。以上のことから問題あり、として意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番萩原勝委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について、報告いたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地はここ数年耕作された形跡がなく、雑草、雑木が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できなかった、と報告がありました。証明については、事務局からの説明にもありましたとおり、対象者が平成30年に死亡しており、事務局で対象者及び対象地の過去の履歴について調査したところ、平成29年8月の経営状況調査で、今回の申請地について「自ら耕作している」と申告があったことが判明しました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地法従事者証明、申請番号1番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5、議案第5号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。



事務局

議案第5号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、審議を求めます。議案書の8頁をご覧ください。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により春日部市農業委員会の承認を求めるものです。区域番号1、武里地区、詳細は議案書のとおり。略歴につきましては、議案書9頁にお示しのとおりです。欠格事項につきましては「農業委員会等に関する法律第8条第4項」及び「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」第4条第1項各号に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては、令和4年12月1日から令和5年11月30日までといたします。承認いただいた場合、委嘱状の交付は令和4年12月1日に行う予定でございます。このことについて、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、  
日程6 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程7 報告第2号、農地法第4条（届出）  
日程8 報告第3号、農地法第5条（届出）  
日程9 報告第4号、農地法第18条（通知）  
日程10 報告第5号、農地法第4条（取下）  
日程11 報告第6号、農地法第5条（取下）  
日程12 報告第7号、違反転用事案報告について  
につきましては、議案書の10頁から22頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

- 議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
- 議長 次に、その他でございますが、何かありますか。
- 議長 次に、次回日程及び次回事前審査については、事務連絡にてお示ししたとおりです。
- 議長 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第11回総会を閉会いたします。
- 閉会（午前11時08分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会長

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番